

福山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2022年（令和4年）11月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	大	田	祐介
福山市監査委員	生	田	政代

2019年度（令和元年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 都市部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>都市交通課</p> <p>バス案内所ほか建物の使用許可について 当該事務は、バス案内所及び駅南口駐車場について使用許可を行うものである。</p> <p>使用許可に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>② 使用料の徴収に当たっては、福山市行政財産の使用料に関する条例に定める期限内に徴収されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>② 2022年度（令和4年度）分使用料の徴収に当たっては、使用者に対して、2022年（令和4年）4月1日付けで条例で定める納期限を明記した納入通知書を送付した。</p>